

埼玉みさと総合リハビリテーション病院  
指定通所リハビリテーション事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人三愛会が開設する埼玉みさと総合リハビリテーション病院通所リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士又は作業療法士、その他の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 埼玉みさと総合リハビリテーション病院 通所リハビリテーション
- (2) 所在地 三郷市新和5-156-1
- (3) 事業単位 3単位
- (4) 定員 9時40分から11時00分：8人  
13時30分から14時50分：8人  
9時45分から16時00分：40名

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤兼務職員、医師と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 従業者

① 医師 1名以上

② 看護師 1名以上

③ 理学療法士 1名以上

④ 作業療法士 1名以上

⑤ 介護職員 2名以上

⑥ 介護事務 1名以上

従業者は指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から土曜日までとする。但し、12月31日から1月3日を除く。

(2) サービス提供時間

所要時間1時間以上2時間未満の場合、 9時40分から11時00分  
13時30分から14時50分

所要時間6時間以上7時間未満の場合、9時45分から16時00分  
までとする。

(3) 連絡体制

電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとるものとする。

(サービス提供にあたっての留意事項)

第6条 サービス提供にあたっての留意事項は次のとおりとする。

(1) 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションのサービス提供にあたっては、次条第1項に規定する通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。

(2) 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション従事者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行う。

(3) 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、常に利用者の病状、心身の状況等を的確に把握するよう努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症の状態にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスが提供できる体制を整える。

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画の作成)

- 第7条 1 医師及び理学療法士、作業療法士、その他専ら指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、あらゆる状況を踏まえた上でリハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画を作成するものとする。
- 2 医師等の従業者は、上記の通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。
- 3 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成するものとする。
- 4 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載する。

(利用料及びその他の費用の額)

- 第8条 1 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション事業の内容は次のとおりで、その利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。但し、厚生労働省が定めた一定以上所得のある場合には、その利用料の額は1割から3割となる。
- 2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。
- |                        |           |
|------------------------|-----------|
| (1) 食事提供料（おやつ代含む）      | 1日あたり780円 |
| (2) 生活サービス費            |           |
| (所要時間1時間以上2時間未満)       | 1日あたり50円  |
| (所要時間6時間以上7時間未満)       | 1日あたり100円 |
| (3) おむつ代               | 実費        |
| (4) キャンセル料             |           |
| 前日までの連絡                | 無料        |
| 当日の連絡                  |           |
| (所要時間1時間以上2時間未満)       | 無料        |
| (所要時間6時間以上7時間未満)       | 1回あたり780円 |
| (5) その他、日常生活上の便宜にかかる費用 | 実費        |
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、三郷市とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 サービスの利用にあたって、体調不良等によって通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに適さないと判断される場合は、サービスの提供を中止することがある。

(緊急時における対応法)

第11条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる者は、サービス提供時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合には、必要に応じて臨時の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 当事業所は非常災害時に備え、具体的な計画を立て、定期的に非難・救出、その他必要な訓練を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(相談・苦情対応)

第14条 1 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する利用者の相談、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応する。

2 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由に利用者に対して何らかの不利益を及ぼしてはならない。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第15条 事業者は、利用者等の虐待防止のために、次に掲げる通り、必要な措置を講じるものとする。

① 虐待の発生防止、早期発見、再発防止のための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するため、虐待防止検討委員会を設置し、定期的を開催する。

② 虐待防止に関する担当者(虐待防止検討委員会の責任者と同一)を配置する。

③ 虐待防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当事業所における指針に基づき虐待防止の徹底を図るため、従業員に対して研修を定期的実施する。

④ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制の整備を行う。

⑤ 成年後見制度の利用支援を行う。

⑥ 虐待等に係る苦情解決体制の整備を行う。

⑦ 利用者及びその家族は、求めに応じて、当事業所の高齢者虐待防止指針を閲覧することができるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 1 年1回以上

2 従業者は職務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保護する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保護させるため、従業者でなくなった後においても、これらの個人情報を保護すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める他、運営に必要な事項は、医療法人三愛会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日 施行

平成17年10月1日 改訂

平成19年12月1日 改訂

平成29年10月1日 改訂

令和6年4月1日 改訂

令和6年6月1日 改訂